定款

令和5年3月2日

トーカロ株式会社

定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、トーカロ株式会社と称し、英文ではTOCALO Co.,Ltd.と称する。

(目 的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 金属、合金、セラミック、プラスチックの表面処理加工および機械加工ならびにそれらの加工品の製造販売。
 - 2. 金属、合金の溶接肉盛加工およびその加工品の製造販売。
 - 3. 前各号の請負工事業。
 - 4. 第1号に関する表面処理材料ならびに表面処理装置およびその関連機器の販売。
 - 5. 特殊セラミックコーティング加工およびその加工品の販売およびその加工品の製造販売。
 - 6. 炭化物、硼化物、窒化物のコーティング加工およびその加工品の製造販売。
 - 7. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリングの取得保全、利用、仲介、および販売。
 - 8. ソフトウエアーの開発および販売。
 - 9. 前各号に該当する物品、無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリング、ソフトウエアーの輸出入。
 - 10. 経営コンサルタント業。
 - 11. 有価証券の投資、運用。
 - 12. 第3号の海外における請負工事業。
 - 13. 前各号に関連する一切の事業。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を神戸市に置く。

(機 関)

- 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監查人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由に

よって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して 行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、160,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場 取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

- 第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を 行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当て を受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役 会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集および開催地)

- 第 12 条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。
 - ② 当会社の株主総会は、本店所在地または隣接地のほか、大阪市において招集することができる。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故あるときは、 あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部 について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行 使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書 面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の決議方法)

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主 の議決権の過半数をもってする。
 - ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。
 - ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総 会の終結の時までとする。
 - ② 増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 21 条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。
 - ② 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、 専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者および議長)

第 22 条 取締役会は、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故あるときは、 あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

- 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に発する。 ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
 - ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会 を開くことができる。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。
 - ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を 怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任方法)

- 第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。
 - ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

(監査役の任期)

- 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総 会の終結の時までとする。
 - ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役会の招集)

- 第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
 - ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会規程)

第 32 条 監査役会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(常勤監査役および常任監査役)

- 第 33 条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。
 - ② 必要に応じて常任監査役若干名を置き、監査役会の決議をもって選定する。

(監査役の報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

- 第 35 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査 役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役 会の決議をもって免除することができる。
 - ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当および基準日)

第 37 条 当会社は、毎年3月31日を基準日として定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第 38 条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。